

お申し込みからお引渡しまで

1. 申し込み受付

持参場所：愛知県住宅供給公社 4 階 総務企画課（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く。）

F A X：（0 5 2）9 5 1－9 2 3 2

電子メール：kikaku@aichi-kousha.or.jp

1. 申し込みは、所定の申込書に限ります。
2. 申込書には、申し込み宅地番号等を明確に記入してください。なお、受付後の変更はできません。
3. 郵送の申し込みはできません。
4. 申込書の記載事項が事実と異なるときは、受付後であっても無効となるのでご注意ください。
5. 投機を目的とした申し込みが判明した場合は、無効とします。なお、提出された関係書類により審査を行い、不適格な方は、受付後であっても無効となりますので、資格の有無について十分ご確認のうえお申し込みください。

■資格条件

申込者は、次の資格をすべて備えることが必要です。（申込者が事業者（注1）である場合を除きます。）

1. 現に住宅に困窮しており、自己または親族の居住の用に供する宅地を必要とする方。
2. 日本国籍の方、または日本に永住する資格のある外国人の方。（注2）
3. 同居親族（婚約者、または婚姻関係と同様の方を含む。）がある方、または単身の方。
4. 譲渡代金を当公社が指定する方法で支払うことができる方。
5. 宅地の所有権を取得した日から10年以内に住居を建築できる方。

（注1）事業者について

- （1）譲り受けた宅地に住宅を建設し、譲渡する事業を営む事業者。
- （2）建設業法第3条の許可、および宅地建物取引業法第3条に規定する免許を有する事業者。

（注2）日本に永住する資格のある外国人について

- （1）「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）第22条の第2項または第22条の2第4項の規定による許可を受けて永住者として在留資格を有する方、または「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成元年法律第79号）附則第2項の規定により永住者としての在留資格を有する方。
- （2）「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者、第4条、および第5条の規定により特別永住者として許可された方。

■申し込み方法

空宅地をご確認の上、「分譲宅地譲受申込書」にご希望の宅地番号等の必要事項を記入して、1. 申し込み受付に記載する先へ持参、F A Xまたは電子メールにてお申し込みください。なお、申込書は公社ホームページよりダウンロードできます。

（分譲宅地譲受申込書）<http://www.aichi-kousha.or.jp/sale/kira/>

※F A Xまたは電子メールで申し込みの場合は送信後、下記まで着信確認の連絡をしてください。

【問い合わせ】

愛知県住宅供給公社 総務企画課 経営企画グループ

〒460-8566 名古屋市中区丸の内三丁目19番30号

TEL (052) 954-1331

2. 譲渡説明

譲渡説明の日時および場所については、後日連絡します。

3. 譲渡契約の締結（内金の納付） ※内金は10万円です。

1. 内金の納付に基づき宅地の譲渡契約を締結します。なお、契約に伴い、収入印紙が必要です。
2. 内金には契約保証金10万円を含んでおります。（契約保証金については、契約解除等の場合には返還いたしませんのでご了承ください。）
3. 納付方法は、当社が指定する方法で納付していただきます。

4. 残金納付

納付金額（残金）および納付期日をご連絡します。

●残金 = 宅地譲渡価格 - 内金

5. 引渡し

1. 引渡し説明の日時および場所については、後日連絡します。
2. 残金の納付を確認させていただき宅地をお引渡しします。
3. 引渡しと同時に、10年間の買戻し特約を付して所有権の移転登記を行います。なお、登記完了は宅地の引渡し後2週間程度要します。
4. 引渡し時、現住所の次の書類を会社に提出していただきます。
 - ア. 印鑑証明書・・・2通
 - イ. 住民票・・・1通
 - ウ. その他必要とする書類
5. 登記に要する手数料、登録免許税はお客様の負担となります。これらの経費は引渡し時に納付していただきます。

注意事項について

■譲渡の条件

次の事項に該当するときは、契約を解除し、または宅地を買い戻すことがあります。

1. 宅地用途の限定
宅地を居住するための住宅（兼用住宅を含む。）の敷地以外の用途に使用したとき。
2. 住宅の建築義務
宅地の所有権を取得した日から10年以内に住宅を建築しなかったとき。なお、この団地は「吉良吉田駅南団地地区地区計画」がありますので、遵守してください。（地区計画の詳細につきましては、譲渡説明時にご説明します。）
3. 資格を偽る等、不正な行為により宅地の引渡しを受けたとき。
4. 引渡し日から10年間公社の承諾を受けないで次の行為をしたとき。
 - ア. 所有権、抵当権、質権、使用貸借による権利、または賃借権その他の使用および収益を目的とする権利の設定または移転をすること。
 - イ. その他宅地譲渡契約に違反したとき。

■ご了解事項

1. 宅地は現状での引渡しとなりますので、お申し込みにあたっては、住宅の周辺の状況、宅地の地盤高、境界杭、よう壁、フェンス等、日照、電柱等を現地でご確認ください。なお、宅地内に電柱がある方はお引越し後、(株)NTT西日本と賃貸借契約を締結していただきます。
2. ご入居後皆様方には、既存の行政区に加入していただきます。
3. 購入後の草刈り等の維持管理は、申し込みされたお客様の負担で行っていただきます。
4. お客様の負担により地盤調査後、地盤改良が必要となる場合がありますので、ご了承ください。
5. ゴミの収集は、指定の集積所で行いますのでご協力ください。
6. テレビ電波受信施設は(株)キャッチネットワークのCATVシステムをご利用できます。なお、テレビ引き込み工事等の費用についてはお客様負担となります。
7. ご入居後、お客様の近隣において、引き続き建設工事等があり騒音等でご迷惑をおかけすることがありますので、あらかじめご了承ください。

8. 宅地の地盤高の変更はできません。
9. 集会所及びその付帯設備の管理は、団地自治会で行っていただきます。なお、維持管理費が必要となります。（集会所は地元住民が使用する場合がありますのでご了承ください。）その他、自治会で維持管理していただくものとして、防犯灯があります。
10. 敷地境界部のよう壁、フェンス等は、既設部分を除き申し込まれた方の負担で設置していただきます。
注）現況の宅地状況及びよう壁等をよくご覧になってお申し込みください。
11. 電柱及び支柱の位置、最終汚水枡、水道メーターボックス、道路標識、ゴミ置場の位置の変更はできません。
12. 水道負担金は、公社負担です。

■その他

※共有登記

購入された宅地について、申込者と次のいずれかに該当し同居される方との共有登記ができます。この場合、申込者の持分は2分の1以上でなければなりません。なお、共有者が申込者の直系親族である場合は、必ずしも同居する必要はありません。また、宅地分割することはできません。（1-4宅地を除く。但し最低敷地面積は180㎡です。）

- （1）申込者の親族。
- （2）申込者の配偶者の親族。
- （3）申込者と内縁関係にある方。
- （4）申込者の婚約者。